

福 議 委 号
平成 28 年 6 月 13 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 熊 野 茂 夫

所 管 事 務 調 査 報 告 書 の 提 出 に つ い て

本委員会は、福島町議会定例会 3 月第 2 回会議（平成 28 年 3 月 10 日）
において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 147
条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	1（4）他所管に関する事項について （町農業の現状及び福島版営農モデルについて） 2（5）他所管に関する事項について （水産物鮮度保持施設の整備について）
調 査 期 間	平成 28 年 6 月 6 日（1 日間）
出 席 委 員	委員長 熊 野 茂 夫 副委員長 花 田 勇 委 員 杉 村 志 朗 委 員 平 沼 昌 平 委 員 平 野 隆 雄 委 員 溝 部 幸 基
欠 席 委 員	な し
委員外議員	な し
出席説明員	町 長 鳴 海 清 春 副 町 長 高 木 壽 産 業 課 長 阿 部 憲 一 産 業 課 長 補 佐 太 田 徳 浩 産 業 課 参 事 川 合 力 哉 産 業 課 参 事 寺 谷 志 保 産 業 課 主 幹 石 川 秀 二
議会事務局職員	議会事務局長 谷 藤 悟 次 長 鍋 谷 浩 行 議事係長 澤 田 元 気

[委員会意見]

調査事件 1（４） その他所管に関する事項について

（町農業の現状及び福島版営農モデルについて）

（平成 28 年 6 月 6 日調査）

本調査は、平成 26 年 9 月に農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、町が策定した「農業経営強化促進基本構想」をベースに、新たな農業に着手しようとする担い手や地域おこし協力隊が、町で農業を営むための指針となるよう、町長が公約に掲げている「福島版営農モデル」を、今年度中に策定する作業を進めていることから、すでに町が示している基本構想、及び関係機関との協議内容等を確認し、将来の福島町の農業の方向性が見えるモデルとなることを願い調査したものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目】

1. 農地面積等の状況について

今回示された資料と農業経営強化促進基本構想の農地面積等の数値に差異があり、整合性を図るよう指摘する。

農業委員会において、毎年農地をパトロールし、農用地利用の促進を図っているとのことであるが、優良農地の確保と農地の流動化を進め効率的な農地の集積、有効利用を図ることを期待する。

2. 農家経営の状況について

専業農家等の戸数や主要作物等の作付面積は示されているが、休耕・未利用の状況が示されておらず、的確な作付面積の把握ができていないと思慮する。生産額や農家所得の実態も示されておらず、将来の指針となる営農モデル作成の参考とするためにも、せめて 19 戸の専業農家等の営農実態をしっかり把握すべきであると考えます。

3. 農業団体等の現状について

農業協同組合の経営に関しては、町からの助成を除くと維持でない状態であり、下部組織である生産団体が農業協同組合を通さない販売実態であるとのことであり、各生産団体の経営状況を把握し、農業組合の経営改善につながる各組織との連携・改善を早急に行うことを期待する。

また、農業組合法の改正に伴い、理事の過半数は認定農業者でなければならないとのことであり、関係機関と協議し理事構成要件を満たすよう改善されたい。

4. 福島版営農モデルについて

基本構想に示された営農類型のほか、知内町との連携も視野に入れて検討するとのことであるが、当町で農業を営んでいる農家の現状を把握し、農業で生活できる所得の目標値を設定した営農モデルを示すことが必要であると考ええる。

5. 総括意見

今調査において示された資料では、将来の福島町の農業の方向性が全く見えないと思慮する。

営農経営実態（耕作面積・生産販売実態等）の的確な把握、農業協同組合及びその下部組織の生産団体の在り方について早急に調査・検討する必要があると考える。

参考例示された営農類型についても、初期投資等の経費面や、生産額等が示されておらず、あらためて当町で営農を目指す方々が、安心して生活ができる営農モデルを早急に示す必要があると考える。

今後の所管事務調査においては、農業協同組合の今後の在り方と、福島版営農モデルを分離して調査することとし、先ず、関係者との意見交換の機会を設けることとする。

[委員会意見]

調査事件２（５） 他所管に関する事項について （水産物鮮度保持施設の整備について）

（平成 28 年 6 月 6 日調査）

本調査は、今年度建設を予定している水産物鮮度保持施設の基本設計が完了したため、施設の概要、事業費、及び管理方法等の調査をしたものであり、その調査結果を以下のとおり報告する。

【論点とした調査項目】

１．施設の概要について

本年２月会議における第５次福島町総合計画の議決時に説明のあった製氷の種類を変更した理由については、漁業者との協議により各魚種に対応できるよう、ダイヤ氷からプレート氷に変更したことは理解する。

製氷方法については、ランニングコストを考慮し、アンモニア冷媒対応とし、設備を導入する業者のアンモニア対策も十分だとのことであるが、万が一事故があった場合のアンモニアの処理等によっては、施設の存亡に関わる事態も想定されることから事故対策に十分留意されたい。

２．施設の事業費について

今回示された事業費は、実施計画登載の事業費１８６，４００千円を大幅に上回る２２９，３９２千円であり、４３，０００千円程の増となっている。大幅な増額の内訳がわかる当初事業費との比較資料が全く示されなかったことに対しては、遺憾に思う。

国の補助制度が変わり財源の確保をした後に説明すべきと思い説明が遅れたとのことであるが、基本設計が３月４日に完了しており、この間、３月第２回会議等において事業費増加の説明の機会が幾度もあったと思われる。事業費の積算については、昨年の２つの特別委員会においても、計画額の精度を上げるよう意見を示している。総合計画の積算数値を前提に基本設計に臨むべきものであり、この間の建設資材高騰等、増額の要因もなく、理解しかねる。当初の計画額が積算誤りであったならば、経過を含め早急な説明をすべきであり、残念に思う。どのような状況変化があったとしても経過説明をしっかりとすることが重要であり、今回の説明不足は、猛省すべきと思慮する。今後は、施設建設等事業の積算精度を上げ正確を期すよう努め、大幅な増額については、議会への説明を早めに行うよう指摘する。

また、実施設計にあたっては、事業費の削減を図るよう設計業者と十分協議することを指摘する。

3. 施設の管理方法について

北海道の指導により営利目的の施設のため非公募により福島吉岡漁業協同組合が指定管理者となり管理するとのことであるが、当町で最初の指定管理者制度を適用する施設となることから、3月に策定された福島町指定管理者制度ガイドラインに沿った協定となるよう十分協議されたい。

指定管理の協定にあたっては、現在、福島漁港と吉岡漁港の2箇所にある製氷・貯氷施設が1箇所に集約され、受託者である福島吉岡漁業協同組合の施設維持管理費や人件費等の経費節減が図られることから、維持管理・修繕費の負担、ランニングコスト等の精査を行ったうえで、公設民営施設の管理運営の在り方を十分推敲し協定に臨むよう指摘する。

また、協定内容の立案にあたっては、議会への説明を願いたい。

4. 総括意見

この度の対応については、厳しく反省を求める。

これまでも指摘したとおり、事業計画にあたっては、両基本条例の根幹である「協働」の精神を意識、住民視点に立ったきめ細かな検討を重視し、地方自治体を取り巻く環境が益々厳しくなることを認識して、行財政経営の基本となる「最小の経費で最大の効果」を忘れること無く、算定根拠を的確に精査し、計画の精度を高め正確を期すことを求める。

水産物鮮度保持施設については、町の基幹産業である水産業にとって不可欠な施設であり建設については、概ね理解する。

施設の運営にあたっては、施設の利活用の範囲が広がるよう福島吉岡漁業協同組合と十分協議し、鮮魚の付加価値を上げ、漁家経営の安定維持が図られるよう強く期待する。